

令和5年6月29日(木)

読売新聞朝刊27面

静岡 バス 横転 起訴事実認め る

月 静岡県小山町で昨年10
客 観光バスが横転して乗
傷 傷を負った事故で、当時の
の

運転手初公判

運転手で自動車運転死傷行為処罰法違反（過失運転致死傷）に問われた埼玉県飯能市、野口祐太被告（27）の初公判が28日、静岡地裁沼津支部（野沢晃一裁判官）であった。野口被告は「間違いありません」と起訴事実を認めた。

起訴状では、野口被告は昨年10月13日、小山町内の急勾配の下り坂でフットブレーキを多用し、ブレーキが利きにくくなる「フェード現象」を生じさせ、バスを横転させ、乗客1人が死亡、28人が重軽傷を負った事故で、当時の